

別紙 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び同条例施行規則の一部改正（案）の考え方

	項目	条文	内容	改正の狙い	参考
1	県外残土の禁止	新規	現：規定なし 新：土砂等の発生場所を千葉県内に限定する 発生場所から直接搬入されるものに限る	市職員による発生元確認を容易にするため 発生場所が異なる土砂等の混入を防止するため	銚子市 君津市 鋸南町
2	一時たい積場を発生元とすることの禁止	新規	現：規定なし 新：一時たい積場（他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う場所）からの搬入を禁止する 未完了の特定事業場からの搬入を禁止する	発生場所が明確になっているもののみの搬入に限定するため	なし
3	土砂等の総搬入量の制限	新規	現：規定なし 新：1件の許可につき、上限を5万m ³ までにする	土壌汚染等を確認した際、速やかな対策を講じることができるようにするため	なし
4	土地所有者の責任の明確化	新規	現：規定なし 新：申請者を事業主、施工者（元請のみ）、全土地所有者の共同名義とする	共同主催者として土地所有者に事業を行わせることにより、その責任の重大さを自覚してもらうため	銚子市 君津市 鋸南町 成田市
		条例 25条 の2	現：土地所有者に月1回の現場確認義務あり 新：土地所有者の月1回の現場確認に報告義務を課す		なし

5	同時に複数の特定事業を行うことの禁止	新規	現：規定なし 新：申請者の欠格要件に次の項目を加える ※申請者が法人の場合は、当該法人とその役員は下記欠格要件について一体の者とみなす。 1. 他の特定事業を申請中の者又は事前協議中の者 2. 市内の他の特定事業を完了等していない者 3. 市内に有する別の土地が特定事業の許可を受けており、当該土地が完了等していない者又は当該土地で措置命令を受けており完了していない者（3年以内に土地所有者が変わった場合は全ての者が対象） 4. 申請者の役員又は使用人が1～3に当てはまる者 5. 下請け事業者（個人事業者含む）及びその役員又は使用人が1～3に当てはまる者	複数の事業で土壌汚染等が発生することにより申請者が対応困難になる状況を回避するため また、不正又は不誠実な行為をするおそれがある者が埋立てを行えないようにするため	なし
6	隣接地同意の強化	規則 3条 の4 6項	現：事業区域に隣接する土地所有者の同意 新：事業区域の境界から20 m以内の土地所有者の同意 ※事業区域：土砂等を埋立てる区域 ※事業場：事業区域に搬入路等を加えた全区域	隣接土地所有者との紛争の発生を防止するため	君津市 鋸南町
7	周辺同意の強化	同 7項	現：事業区域の境界から300 m以内の住民の8割同意 新：事業場の境界から100 m以内は10割同意 100 m超から300 m以内は8割同意	地域住民の理解を得ることにより、紛争の発生を防止するため	なし

8	区・自治会の承認	新規	現：事業区域の区・自治会長に説明する 新：事業場の境界から 300 m 以内の区域の区・自治会の承認を得る	地域住民の理解を得ることにより、紛争の発生を防止するため	芝山町
9	区・自治会との協定	新規	現：規定なし 新：事業場の境界から 300 m 以内の区域の区・自治会から申し出があった場合は、事業場の周辺の地域の環境の保全に係る遵守事項等について、協定の締結を義務付ける	地域住民の理解を得ることにより、紛争の発生を防止するため	相模原市 東金市 山武市
10	事業区域の境界確定	新規	現：規定なし 新：埋立てを行う区域が属する土地の境界が確定していることを許可条件とする	事業区域を明確にするため	相模原市
11	市による発生元の確認	新規	現：規定なし 新：搬入届の提出を次のように変える 1. 発生元の地質検査を行う前に発生場所の届出をさせる 2. 市長が特に必要と認める場合は、市は土壌検査日を指定し、市職員が検査に立ち会い、土壌採取場所を指定できるようにする	発生元の土砂等を市が事前に確認できるようにするため	なし
12	客土の適用除外の制限	規則 3 条 の 2	現：自らの耕作の用に供するため、従前の作土と同等以上の土砂等を用いて、農地の改善を行う事業は適用除外 新：農地転用申請の必要のない軽微な農地改良に限定する	適用除外を利用した無制限な埋立てを抑制するため	銚子市

13	土壌検査方法の見直し	別表第1	現：試料は風乾土又は生土のどちらを使ってもよい 新：風乾を原則として禁止する（ただし、含水率が高く生土による測定が困難な場合は風乾を認める）	現場の土質に近い状態でpHを検査するため	なし
			現：pHの基準値は4～9 新：pHの基準値を5.8～8.6にする		富津市
			その他、関係法令に合わせて項目・基準値等を追加変更する		千葉県等
14	保証金の設定	新規	現：規定なし 新：申請者に、埋立の土砂等の量に応じた金額（400円/m ³ ）を保証金として預託させる	土壌汚染や土砂崩れ等の不測の事態に対応する資金として確保するため	柏市
15	土砂等の定義	条例2条	現：廃棄物以外のもので、土地の埋立て、盛土及びたい積行為の用に供するものを「土砂等」と条例で定義している 新：条例に、「ただし、規則で定めるものは除く。」と追加し、規則で次のように規定する ＜規則＞ 条例第2条第○号の規則で定めるものは次の各号に定めるものとする (1) 砂利及び岩石並びにこれらを砕いたもの (2) コンクリート及びアスファルト並びにこれらを砕いて再生利用するもの (3) 木材を砕いたもの	定義の明確化のため	なし